

新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和5年1月25日付 土技第1329号）	新（令和6年6月24日付 土技第386号）	備考
<p>1. 目的</p> <p>建設業界は、若手技術者の確保・育成を中心とした、将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。</p> <p>そのため、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向けて、効果や課題を把握するための取組として、週休2日試行工事を実施する。</p>	<p>1. 目的</p> <p>建設業界は、若手技術者の確保・育成を中心とした、将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。</p> <p>そのため、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の更なる週休2日促進に向け、建設現場における月単位の週休2日の実現に向けた取り組みを実施する。</p>	
<p>2-1. 対象工事</p> <p>沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事は、議会の議決に付すべき工事を除き、原則すべて対象とする。</p> <p>なお、週休2日試行工事として発注していない工事についても、受注者が希望し、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整った場合は、本要領の対象とすることができる。</p>	<p>2. 対象工事</p> <p>沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事は、議会の議決に付すべき工事を除き、原則すべての工事を対象に、月単位の週休2日工事（発注者指定方式）により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、月単位の週休2日工事（受注者希望方式）で発注することができる。</p> <p>なお、月単位の週休2日工事とは発注者指定方式又は受注者希望方式に係わらず、通期の週休2日工事（発注者指定方式）が前提となる。</p> <p>社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「土木工事における週休2日交代制モデル工事の実施要領（試行）の改定について（通知）」（令和6年6月24日付け土技第387号）に基づき、技能者及び技能労働者が交代しながら休日確保の取組を推進するものとする。</p>	<p>・月単位の週休2日とすることを追記。</p>

新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和5年1月25日付 土技第1329号）	新（令和6年6月24日付 土技第386号）	備考
<p>2-2. 発注方式</p> <p>上記「2-1.対象工事」については、全て発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望方式で発注することができる。</p> <p>（1）発注者指定方式 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式</p> <p>（2）受注者希望方式 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式</p>	<p>3. 発注方式</p> <p>（1）発注者指定方式 発注者が、月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）</p> <p>（2）受注者希望方式 受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）</p>	<p>・月単位の週休2日とすることを明記。</p>
<p>3. 用語の定義</p> <p>（1）週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう（土日でなくても可）。 なお、やむを得ず計画した休日に作業が生じる場合は、振り替えの休日を取得するものとする。</p> <p>～中略～</p>	<p>4. 用語の定義</p> <p>（1）週休2日 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日または通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。</p> <p>～中略～</p>	<p>・「月単位の週休2日」と「通期の週休2日」の定義を追記。</p>

新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和5年1月25日付 土技第1329号）	新（令和6年6月24日付 土技第386号）	備考
<p>(4) 4週8休</p> <p>対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p>	<p>(4) 4週8休</p> <p style="color: red;">月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</p> <p style="color: red;">通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。</p> <p>なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p>	
<p>4. 積算方法</p> <p>(1) 補正係数</p> <p>週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。</p> <p>(ア) 4週8休以上</p> <p>現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.05 ・機械経費（賃料） 1.04 ・共通仮設費率 1.04 ・現場管理費率 1.06 <p>(イ) 4週7休以上、4週8休未満</p> <p>現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合</p>	<p>5. 積算方法</p> <p>(1) 補正係数</p> <p>週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="color: red;">【月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.04 ・機械経費（賃料） 1.02 ・共通仮設費率 1.03 ・現場管理費率 1.05 <p style="color: red;">【通期の週休2日適用工事（4週8休以上）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.02 ・機械経費（賃料） 1.02 ・共通仮設費率 1.02 	<p>・国に合わせ、月単位と通期の週休2日確保に係る補正率を明記。</p>

新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和5年1月25日付 土技第1329号）	新（令和6年6月24日付 土技第386号）	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.03 ・機械経費（賃料） 1.03 ・共通仮設費率 1.03 ・現場管理費率 1.04 <p>（ウ）4週6休以上、4週7休未満 現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.01 ・機械経費（賃料） 1.01 ・共通仮設費率 1.02 ・現場管理費率 1.03 <p>（2）補正方法</p> <p>① 発注者指定方式</p> <p>特記仕様書、入札説明書等において、週休2日に取り組む旨を明記するとともに、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式における週休2日の補正については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」の補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。</p> <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更する。</p> <p>② 受注者希望方式</p> <p>特記仕様書、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日の取組について協議することを明記するととも</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場管理費率 1.03 <p>（2）補正方法</p> <p>① 発注者指定方式</p> <p>特記仕様書、入札説明書等において、月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。</p> <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。</p> <p>② 受注者希望方式</p> <p>特記仕様書、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日の取組について協議することを明記す</p>	<p>・土木工事標準単価による補正係数を追記。</p>

新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和5年1月25日付 土技第1329号）	新（令和6年6月24日付 土技第386号）	備考
<p>に、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。</p> <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。</p>	<p>るとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。） 予定価格を作成するものとする。</p> <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休2日の補正係数に変更するものとする。 通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。</p>	
<p>5. 確認方法</p> <p>毎月の履行報告時に、休日取得状況報告書（参考様式添付）により確認する。また、施工プロセスチェック時には、日報等により休日の確保を行った記録を確認する。</p>	<p>6. 確認方法等</p> <p>① 受注者は施工計画書提出時に、月単位の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表（参考様式1参照）」を発注者に提出する。</p> <p>② 受注者は毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書（参考様式2参照）」を発注者へ提出する。</p> <p>③ 発注者は施工プロセスチェック時に、日報等により休日の確保を行った記録を確認する。</p>	<p>・ 確認方法を明確化。</p>
<p>6. 対象工事である旨等の明示</p> <p>① 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。</p> <p>② 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作</p>	<p>7. 対象工事である旨等の明示</p> <p>① 月単位の週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書、入札説明書等に対象工事である旨を明記するものとする。</p> <p>② 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作</p>	<p>・ 国に合わせ文言の修正。</p>

新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和5年1月25日付 土技第1329号）	新（令和6年6月24日付 土技第386号）	備考
<p>業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。</p> <p>～中略～</p>	<p>業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。</p> <p>～中略～</p>	
<p>7. 工事成績評定</p> <p>以下により、工事成績評定で評価する。</p> <p>発注者指定型の場合で、4週8休以上を確保できなかった場合は、下記（ウ）により減点を行う。なお、受注者希望型は、実施できなかった場合の減点を行わない。</p> <p>（ア）他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実施した場合</p> <p>評価対象：他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実施した場合に評価する。</p> <p>なお、下記①については、週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を実施した場合に評価。</p> <p>評価方法：創意工夫に係る評価は、下記2項目（①、②）で最大2点とし、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて、1点、2点で評価する。</p> <p>～中略～</p> <p>（イ）現場閉所による4週8休以上を確保した場合</p>	<p>8. 工事成績評定</p> <p>（1）他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実施した場合</p> <p>評価対象：月単位の週休2日達成自体を評価するのではなく、完全週休2日（土日）や、他の模範となるような完全週休2日達成に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を実施した場合に評価する。</p> <p>～中略～</p> <p>（2）月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日を達成した場合</p>	

新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和5年1月25日付 土技第1329号）	新（令和6年6月24日付 土技第386号）	備考
<p>～中略～</p> <p>（ウ）発注者指定型の場合で、4週8休以上を確保できなかった場合</p> <p>評価対象：提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、正当な理由も無く、受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。</p> <p>～中略～</p>	<p>～中略～</p> <p style="color: red;">（3）月単位の週休2日を達成した場合</p> <p>～中略～</p> <p style="color: red;">（4）発注者指定型の場合で、月単位の週休2日を達成できなかった場合</p> <p>評価対象：提出された工程表が月単位の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。</p> <p>～中略～</p> <p style="color: red;">（5）受注者希望型の場合で、通期の週休2日を達成できなかった場合</p> <p>評価対象：提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。</p> <p>評価方法：主任監督員の評価の法令遵守等で下記のとおり減点を行う。</p>	

新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和5年1月25日付 土技第1329号）	新（令和6年6月24日付 土技第386号）	備考
<p>11. 留意事項</p> <p>週休2日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、平成29年10月27日付土技第795号「土木工事における適切な工期設定の考え方について」により適切に工期設定を行うこととする。</p>	<p>12. 留意事項</p> <p>週休2日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、「土木工事における適正な工期設定指針について（通知）」（令和6年6月24日付け土技第384号）に基づき、適正に工期設定を行うこととする。</p>	
<p>附則</p> <p>1. 本要領は令和5年4月1日以降予算の執行伺いを決裁する工事から適用する。</p> <p>2. 土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について（令和3年6月29日付土技第457号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和5年3月31日までに予算の執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。</p>	<p>附則</p> <p>1. 本要領は令和6年7月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。</p> <p>2. 「土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和5年1月25日付け土技第1329号（以下「旧通知」という。））は廃止する。ただし、令和6年6月30日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。</p> <p>3. 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（別紙3）については、令和6年6月30日までに予算執行伺いを決裁した工事に適用する。</p> <p>4. 週休2日実施証明書（様式1）については、令和6年7月1日以降に完成した工事から発行する。</p>	